

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	神崎市 後期高齢者医療システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神崎市は、後期高齢者医療保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神崎市長

公表日

平成27年5月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療
②事務の概要	後期高齢者医療システムでは、後期高齢者医療被保険者の資格状況の把握を行っている。広域連合より受領した賦課情報を元に期割りをを行い被保険者への納付書および通知書の発行を行う。後期高齢者医療広域連合電算処理システムでは、市窓口の端末を通じて資格管理業務、賦課・収納業務、給付業務について必要な情報の配信、管理などを行う。
③システムの名称	①後期高齢者医療システム、※②後期高齢者医療広域連合電算処理システム、中間サーバー ※広域連合に設置される標準システムサーバ群と構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。
2. 特定個人情報ファイル名	
①のシステム:1.保険料情報ファイル 2.保険料期割情報ファイル 3.特別徴収基本ファイル ②のシステム:4.資格管理情報ファイル 5.賦課情報ファイル 6.給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第59項 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」 【住民基本台帳情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第10項 【住民基本台帳情報以外の情報】 ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第54条第1項、第138条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	別表第一 第59号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部市民課後期高齢年金係
②所属長	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務企画部市長公室秘書広報係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民福祉部市民課後期高齢年金係

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月26日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月26日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

